

社長様への知的財産ちよこつとアドバイス 第2回「商標について (part 2)」

アルカディア知財事務所

弁理士 ^{かきぎ} 垣木 晴彦

TEL06-6631-0101 FAX06-6631-0801

皆様、前回の商標に関するお話しを読んで頂けたでしょうか。今回は、商標の part 2 ということで、「商標と**商号**との違い」についてお話しをさせていただきます。

皆様が大阪商工会議所で経営指導を受けられたり、会員になられているということは、何らかのご商売をされているということだと思います。このご商売をされる上では、必ず会社名を付けてご商売をされておられるものと思われま

す。この会社名は、会社を設立される場合に、例えば「ABC株式会社」という会社名を決めてこれを法務局に登記されている方が多いと思います。この「ABC株式会社」は**商号**と呼ばれるもので、法人格（すなわち、法人として契約ができる能力等）を取得するために登記される名称です。私の経験では、この**商号**の登記をしておけば、この会社名は自分だけが使用できるように思われることが多いのですが、必ずしもそうではないのです。

確かに、従来は**商号**権に基づいて同一市区町村内での同一又は類似の名称は法務局においてその登記申請を拒絶してくれていました。しかし、商法等の改正によって同一の名称かつ同一の住所の会社名についてのみ法務局でその登記が拒絶されることになりましたので、第三者が紛らわしい会社名で会社を設立して商号登記を申請して来た場合には、原則としてその第三者の会社の設立登記はなされてしまいます。

一方、皆様が販売している商品（例えば、「Tシャツ」）又は提供しているサービス（例えば、「自動車による輸送」）について、皆様の会社名等を商標登録しておくこと、この商標登録によって発生する商標権に基づいて日本全国において皆様の会社名等と同一又は類似する名称についてはその登録された商品又はサービスについて第三者の使用を止めさせることができます。

例えば、第三者が皆様と同様な業種で「ABC株式会社」を設立した場合、第三者の会社はその設立は認められますが、皆様が「Tシャツ」について「ABC株式会社」を商標登録していた場合、第三者が「Tシャツ」について下げ札に「ABC株式会社」と記載して**商号**を商標として使用した場合には、その使用を商標権に基づいて止めさせることができます。

特に、皆様の会社の業績が伸びてきた場合には、第三者がその販売する商品又は提供するサービスと同様な業種について同一又は類似する会社名を使用してくる可能性があります。このような第三者の使用に対して商標権は最も有効な武器となりますので、一度商標登録をご検討されてみてはいかがでしょうか。

次回は、皆様も言葉は聞いたことがある「発明」を保護する特許権についてお話しをさせていただきます。